



# 嵐を乗り切る： アジア太平洋地域における 保険ソルベンシー資本の 最新動向

第1回：保険ソルベンシー資本の進展に関する最新の市場動向

# 目次

1. エグゼクティブサマリー	3
2. 保険ソルベンシー資本の進展に関する最新の市場動向	4
オーストラリア	4
中国本土	6
香港特別行政区	8
日本	10
韓国	12
ニュージーランド	13
東南アジア（SEA）地域	15
台湾	17
3. 結論	18
4. お問い合わせ先	19

注意事項：本資料はDeloitte Globalが2022年2月に発表した内容をもとに、デロイト トーマツ グループが翻訳・加筆したものです。  
和訳版と原文（英語）に差異が発生した場合には、原文を優先します。

# エグゼクティブサマリー

アジア太平洋地域の保険市場は、地域によってペースは異なるものの、ソルベンシー規制制度が急速に変化する時代を迎えている。ここ数年において、オーストラリア、中国本土、シンガポールなどの市場はソルベンシーIIに類似した新たなソルベンシー制度に移行している。香港特別行政区、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、タイなどその他の市場は、新たなソルベンシー制度への移行の取り組みに着手している。

進捗度合いはそれぞれ異なるものの、こうした規制改革はいずれも保険業界の資本水準に広範囲にわたって影響を及ぼしており、規制当局、投資家、格付機関、一般市民といった多岐にわたるステークホルダーにとって注目のテーマとなっている。

このようなソルベンシー規制制度の進化に伴い、以下のような重要なテーマが出現するに至っている。

- 1 採用される新たなソルベンシー基準は経済価値ベースのバランスシートのアプローチを取り入れているため、現行制度と比較してよりボラティリティが大きいソルベンシー結果をもたらすことになるだろう。
- 2 ソルベンシーのボラティリティの増大は、保険会社が**新制度に向けて「万全な事業準備態勢」を整える**必要があることを示唆している。それは、ソルベンシーに関連する指標を全ての事業過程に完全に組み込み、ソルベンシーの主要な根本要因に対応できる能力を有し、ビジネス上の意思決定をタイムリーに行うことができるようにすることである。
- 3 「万全な事業準備態勢」を取るためには、新制度の運用化には全社的なビジネスへの組み込みと応用を促進する**トップダウン型マネジメント支援が必要**となる。

本稿は「嵐を乗り切る：アジア太平洋地域における保険ソルベンシー資本の最新動向」シリーズの第1回であり、アジア太平洋地域における各保険市場におけるソルベンシー制度の進展に関する近況、および形成途中にある市場動向に関するデロイトの所見を提供する。

本シリーズの第2回では、新たなソルベンシー制度の運用化、および3本の柱に基づくソルベンシー制度における第2の柱である定性的要件を施行するにあたっての主要な成功要因に関連した議論に焦点を当てる。

# 保険ソルベンシー資本の進展 に関する最新の市場動向

アジア太平洋地域の保険市場は、地域によってペースは異なるものの、ソルベンシー規制制度が急速に変化する時代を迎えている。本セクションでは、アジア太平洋地域を順に考察し、各保険市場におけるソルベンシー制度の進展に関する最新情報、および形成途中である市場動向に関するデロイトの所見を提供する。

## オーストラリア



### 資本要件の概要

オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、一連の健全性基準における生命保険および損害保険会社を対象としたオーストラリアの現行の資本規制のフレームワークを定義している。このフレームワークは、生損保向けの資本規制（LAGIC）と呼ばれ、2013年1月1日より施行されている。現在、民間健康保険会社の資本要件をLAGICフレームワークと調和させるプロジェクトが進行中である。これに関して、以下に詳述する。

LAGICは、規制上のバランスシートに基づくリスクベースのソルベンシー基準であり、財務報告バランスシートに無形資産および負債の調整を加えることによって導き出される。資本に与えるショックは、規制上のバランスシートに適用され、各リスクの資本チャージを導き出す。これらの資本チャージはリスク間の分散を考慮して集計され、その結果として算出されるのが所定資本額（PCA）である。PCAは、1年の保有期間で200年に1度の事象に対応する資本要件を反映させることを意図している。またAPRAは必要に応じて監督上の調整を適用することが可能である。特に、現在、多くの生命保険会社や再保険会社が、就業不能保険商品に伴うリスクに対するAPRAの見解を反映した監督上の調整の対象となっている。

資本ショックは保険リスクを除く全てのリスクについて規定されており、保険会社は自社の事業に合わせて調整されたショックを導き出すことが求められている。現在、保険会社<sup>1</sup>は内部資本モデルを用いてPCAを算出することも可能だが、市場リスクに対する調整が必要なことから、保険リスクショックを算出する必要があることから、生保会社ではあまり用いられておらず、事実上、部分的に内部モデルを模倣しているに過ぎない。損害保険会社も承認の獲得は困難であると感じており、またAPRAが内部モデルを通じて獲得できる資本利益に制限を課しているために、承認申請した保険会社はほぼ皆無の状況である。現在、オーストラリアで承認された規制資本内部モデルを使用している損害保険会社は、私たちの知る限り1社のみである（全ての保険会社が自社のターゲット・サープラスの算出および自己資本充実度評価プロセス（ICAAP）について自社モデルを使用する傾向があることに留意されたい）。

LAGIC フレームワークには欧州のソルベンシーII と類似している点いくつかあり、ICAAP などの開示・報告要件が盛り込まれている（ソルベンシーII における「リスクとおよびソルベンシーの自己評価（ORSA）」に相当）。

1. <https://www.apra.gov.au/round-three-%E2%80%93-response-paper-and-draft-standards-integrating-aasb-17-into-capital-and-reporting> を参照。

## APRAの動き

### IFRS第17号の影響について

APRAは現在、LAGICフレームワークの進展に関して多数の取り組みを行っているが、その主な目的はAASB（オーストラリア会計基準審議会）第17号（オーストラリア版IFRS第17号）に要件を整合させること、またIFRS第17号およびLAGICに民間健康保険の資本要件を調和させることである。

オーストラリアの保険会社は、2023年1月1日以後に開始する財務報告期間にIFRS第17号を適用する（すなわち、当該基準の国際的な採用に歩調を合わせる）必要がある。IFRS第17号は、AASB第17号として施行され、生命保険会社と損害保険会社の双方を対象としたオーストラリアの現行の会計基準に取って代わることになる。LAGICフレームワークにおいて規制上のバランスシートを導き出すために使用される資産および負債は、基礎となる会計基準に基づいており、変更がなければ、規制上の報告は財務報告より分化することになる。

APRAは現行の会計基準への参照を置き換えること、IFRS第17号の変更の影響を考慮するべくLAGICを改訂することにコミットしている。LAGICフレームワークの改訂版は2023年7月1日から施行される予定である。

APRAはこれらの変更に関して業界と協議し、生保、損保、民間健康保険の保険会社13社を対象とした定量的影響度調査（OIS）を実施し、参加企業には非公式にフィードバックが提供された。APRAは2022年3月を期限とする業界全体を対象とするOISを実施している。

また、APRAは保険会社のIFRS第17号適用計画とその進捗状況を把握することを目的とした「準備状況」調査を2回（2019年・2021年第2四半期）実施した。APRAによると、2つの調査の間に進捗は見られるものの、IFRS第17号を適用するには膨大な量の作業が残っている。関連するLAGICの更新についても、特に実施のタイムラインが完全に整合していないがために作業が必要となる。

### 気候変動：健全性実務ガイド

APRAは、気候変動が財務リスクに与える影響に関する健全性実務ガイドも発行している。2021年4月には実務ガイド草案について協議し、2021年11月26日には健全性実務ガイド「CPG229 気候変動財務リスク（CPG 229 Climate Change Financial Risks）」最終版を発行した<sup>2</sup>。

実務ガイドは規制基準ではないが、主要分野、つまりこの場合は保険会社に対する気候変動リスクに関して、APRAのグッドプラクティスについての見解を示したものである。

CPG229は、保険会社がAPRAのリスク管理およびガバナンス基準要件を満たすことを支援するものであり、CPG229を引用すれば「気候変動財務リスク管理に関する健全な実務を概説する」ものである。

### 民間健康保険会社（PHI）

現在、PHIファンドに対する資本要件は保守的な負債の算出およびオペレーショナルリスクに対する引当金といった観点において定義されている。APRAは、PHIファンドに対する現行のフレームワークは生損保に適用されているものより堅牢性に欠け、PHIファンドが直面するリスクを十分に反映していないとの見方を示している。よってPHIファンドに対する資本要件には、LAGICに整合させ（特に資産リスクなど、業界全般において同類のリスクに関して）、かつIFRS第17号にも整合させるためのレビューを実施中である（上述）。

また、新しい要件は、健康保険ファンド単体ではなく、事業全体に適用されることになる。提案されている変更については、対象OISの一部としてテストが実施され、参加企業からAPRAにフィードバックが提供されている。2021年に追加協議を実施予定であり、改訂版PHI資本要件は2022年に最終化、2023年の発効を予定している（すなわち生損保と同じスケジュールで行われる）。



2. <https://www.apra.gov.au/consultation-on-draft-prudential-practice-guide-on-climate-change-financial-risks> を参照

## 中国本土



### 概要

中国本土では2016年、「C-ROSS (China Risk Oriented Solvency System)」と呼ばれる新たなソルベンシー制度が導入された。C-ROSSは、所定のショックファクターを適用して必要なソルベンシー資本額を決定する標準的手法を用いたアプローチに基づいている。このフレームワークは、多くの新しいソルベンシー制度と同様に、定量的要件、定性的要件、開示要件に重点を置く3つの柱で構成されている。

中国銀行保険監督管理委員会 (CBIRC) は、2018年5月より3年間のC-ROSS改訂計画に着手した。C-ROSS改訂作業部会は、ソルベンシー基準に対する20の改訂項目を特定し、保険業界は改訂案に関して2020年2月、7月、および2021年6月にフィールドテストを実施することとした。最終基準は2021年12月に発行され、最初の報告日は2022年3月31日に設定された。改訂された基準は「C-ROSS フェーズII」と命名される予定である。

### C-ROSSフェーズIIにおける主要な改訂

#### 利用可能資本の質を改善するため、コア資本として認められる未獲得利益額を制限する

保険契約の未獲得利益という概念は、現在、中国GAAPの準備金積立のもとでは存在しているが、C-ROSSの準備金積立のもとでは存在しない。現行制度では、全ての未獲得利益はC-ROSSにおけるTier1のコア資本として認識されている。コア資本の質を高めるため、保険会社は保険契約を残存保険期間に基づいて様々なグループに分類することが義務付けられると予想される。保険契約の様々なグループには、コア資本および補助的資本として認識できる未獲得利益の額に応じて異なる制限が課されている。コア資本として計上される未獲得利益の額は、合計でコア資本の35%を超えることはできない。コア資本および補助的資本の上限を超える金額は、保険負債として扱われる。

#### 投資不動産および所有不動産の評価基準を公正価値から取得原価へ変更する

中国本土の不動産市場では、直近数カ月において一定の冷え込みが見られたものの、2015年以降、Tier1都市の不動産市場価値は急激な上昇傾向にある。利用可能資本額について、報告期間中の潜在的なインフレやボラティリティへの懸念に対処するため、C-ROSSフェーズIIでは、投資不動産および所有不動産の価値を、ソルベンシー規制上、公正価値ではなく取得原価で算定する改訂案が提出された。フィールドテストの結果、このような評価基準の変更は、資産ポートフォリオに占める不動産比率によっては保険会社のソルベンシーの状況に重大な影響を与えることが明らかとなった。

#### 金利リスク資本計算方法の変更により、より優れた資産・負債管理プラクティスを奨励する

現行のC-ROSS制度においては、純損益を通じた公正価値 (FVPL) およびその他包括利益を通じた公正価値 (FVOCI) として分類され、契約条件が明示された資産のみが金利リスク算定に含まれている。現行規則では、公正価値で測定されない資産、つまり償却原価 (AC) で測定される資産は、負債との相殺効果を減じた金利リスク資本の算出から除外される。C-ROSSフェーズIIでは、会計上の資産分類に厳格に基づくことはせず、金利変動に感応する全ての資産を金利リスク資本算定に含める。金利リスク資本算定において、金利感応的な資産全てを考慮することは、その他のリスクベースの資本制度のアプローチと整合するものである。フィールドテスト結果によると、こうした変更を行うことによって、金利リスク資本が最大40%まで削減されると予想される。これにより、AC資産の比率が高い保険会社は、資産・負債管理を改善するため、より安定した長期キャッシュフローを提供することが期待される。



### ファンド運用商品に対するルックスルーアプローチ

信託制度、資産担保証券、銀行の金融管理商品など、第三者のファンドマネジャーが運用する資産には透明性の欠如に大きな懸念が持たれている。現行制度は、これらのファンド運用商品の原資産をルックスルーで把握する際の運用上の課題に配慮し、やや甘い面がある。新たな規則ではルックスルー要件をより厳格化し、保険会社がルックスルーを管理できない商品に対し60%というより厳しいリスク係数を課すことになる。

### リスク係数の改定

かなり多くのリスク係数が再算定された。最も注目すべきなのは、信用保険への資金提供といった多層構造を持つ非標準化資産により高いリスク係数が課されることであろう。従来、事業規模が大きい損保会社は保険リスクに対するリスク係数が低く、小規模の保険会社に対して優位性を保持していた。このようなシステムは撤廃される。農業損害保険やインシュアテック企業などの支援対象セグメントが保険リスクに関して最大10%の資本節約を享受できるようになる。

### 利用可能資本および所要資本における再保険特約の認識に関するより明確なガイダンス

利用可能資本および所要資本における再保険特約の認識に関するガイダンスは、現行のC-ROSS制度において不明瞭な分野としてみなされる場合が多い。C-ROSSフェーズIIでは、再保険契約が利用可能資本および所要資本の算定に計上されるか否かは、解約条項、補償期間、実際のリスクの存在、資産移転などの評価によって決定されると予想される。

### 第2の柱のERM（統合的リスク管理）重点化

C-ROSSフェーズIでは、定量的フレームワークの構築に重点が置かれていたが、C-ROSSフェーズIIでは、CBIRCは第2の柱の定性的評価により重点を置くものと見られる。保険会社は、資産負債管理の強化、資本管理と配分を舵取りするための先を見据えた資本計画の実施、ならびに早期にリスクを検出するための主要リスク指標の構築を通して、リスク管理を事業運用に組み込むことが必要となるだろう。

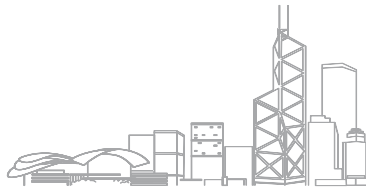
### 再生・破綻処理計画（RRP）

CBIRCは、今後予定されているC-ROSS制度の変更に加え、2021年6月、銀行および保険業界の再生・破綻処理計画に関する規則を公表した。当該規則は「大きすぎて潰せない」企業、すなわち連結資産2,000億人民元以上の保険グループ・企業などを対象に、再生・破綻処理計画をCBIRCに提出し、提出後は毎年、計画を更新することを義務づけている。

保険業界のRRPは、銀行および投資企業向けのRRPのフレームワークと整合するものであるが、C-ROSSにおけるストレステストおよび流動性テストの結果もある程度活用されることになる。対象事業者は、極限のシナリオにおける自社の再生計画を提出し、その再生措置の有効性を示すことが求められる。



## 香港特別行政区



### 概要

香港における現行のソルベンシー規制制度は、3本の柱に基づくリスクベース資本のフレームワーク（HKRBC）に置き換わることになる。この新制度は、香港の保険会社が数十年間経験したことがないほどの大きな変化と影響をもたらすことになる。

業界の規制当局である香港保険業監督局（HKIA）は、2014年後期、香港の保険業界向けHKRBCフレームワークの構築に関する初の協議書を公表した。HKIAは引き続き2017年から2019年にかけて定量的影響調査（QIS）を3回実施してデータを収集し、業界への潜在的影響を把握し、フレームワークの精緻化を進めた。

第1の柱の施行予定日が2024年とされる一方で、第2の柱はHKIAのガイドライン21（GL21）、いわゆる統合的リスク管理に関する指針の公表に伴い、2020年1月に施行された。保険会社は2021年半ばまでに、2020年12月31日以降を締めとする会計年度について初のリスクとソルベンシーの自己評価（ORSA）報告書をHKIAに提出することになる。

2021年、HKIAは第3の柱の要件と、配当付保険の運用および管理に関するより堅牢なメカニズムの構築について業界と協議を行っており、後者のメカニズムの構築はHKRBCフレームワークに影響を及ぼす可能性がある。

① 配当付保険契約に帰属する資産の管理に関しては、HKIAは2021年10月、配当付保険契約に帰属する資産に関する調査の概要を保険契約者と共有し、ファンド構造、配当付保険契約に帰属する資産のバランスシート、長期調整適用基準や、様々な提案要件についてのタイムラインに関する提案を行った。HKIAは今後数カ月にわたり、他の配当付保険契約に帰属する資産分野（資産移転、配当メカニズム、ガバナンス強化、情報開示など）についても引き続き取り組む予定である。

② 第3の柱においては、協議の範囲はHKRBC下における規制上の報告体制、すなわち規制報告書や指示書を対象としてきた。規制報告書についての行政提案は2022年度に発出される予定である。そして開示（保険契約者にとっての重要情報源）要件については、現在HKIAが策定中である。





## 保険会社が受ける影響

### 第1の柱：定量的要件

- HKRBCフレームワークは、香港の保険会社のソルベンシーの状況に多大な影響を与えるだろう。
- 第1の柱の要件によって、データ、システム、報告過程がより複雑になり、より多大な注力が必要とされる。多くの保険会社はHKRBCへの準備において実施・運用上の課題に直面している。
- データ（資産データ、保険契約データ、経済・財務データ）の質、使用するテクノロジー、分析能力の向上は、そうしたHKRBC下における多くの課題のうちの一つに過ぎないだろう。
- 業界は当然、様々な準備段階にあるが、HKRBCバランスシートを作成するための保険数理モデルを開発・強化する作業についても膨大な量が発生する可能性がある。いかなるモデルの開発・強化も、IFRS第17号やエンベディッドバリューを始めとする他の報告基盤とのシナジーや整合性を考慮する必要がある。

### 第2の柱：定性的要件

- 第2の柱（ERMフレームワークおよびORSA）の導入にあたり、保険会社はリスク管理およびガバナンスのフレームワーク、事業戦略や運用について再考し、改善することが求められている。
- 保険会社が考慮すべき重要な分野の例を次に挙げる。：気候変動などの新たなリスクを含むリスクの特定と評価、リスクアベタイトに照らしたリスク測定、ストレスおよびシナリオテスト（リバースストレステストを含む）、リスク削減措置。
- リスク管理の強化によって戦略上の課題に関する意思決定も改善され、株主にさらなる利益をもたらすと思われる。
- 2021年に香港の保険会社が初めて提出するORSAは、完璧からは程遠いものになると見られる。このような初回提出に関してHKIAはおそらく、ORSA報告が簡潔かつ均整がとれており、かつリスク管理プロセスが会社経営にどのように組み込まれているかを明確に説明するものとなるようにフィードバックを行うと思われる。

### 第3の柱：開示および透明性

第3の柱の規制報告要件を満たすためには新たな報告システムの導入が必要になり、保険会社には新たなリソースが必要となる可能性がある。HKIAが開示要件を策定すれば、さらなるリソースの需要が発生することもあり得る。

## 日本



金融庁（JFSA）は10年以上前から、経済価値ベースのソルベンシー制度に関する検討を行ってきた。初動となったのは2007年で、JFSAが設置した研究部会が、日本市場におけるERMフレームワークのさらなる向上を促進するため、経済価値ベースのソルベンシー制度の導入に向けた議論を開始することを提言した。現行制度では、ソルベンシーマージン比率（SMR）はロックイン方式の推計評価を利用して負債を算定するバランスシートを基にしている。SMRは単一のファクターベースのリスク評価を主に使用しているため、保険会社が自由裁量を行わせる余地は限られている。その一例として、多くの保険会社が推定利率を固定した超長期契約を多数販売しているにもかかわらず、金利とデュレーションのミスマッチリスクを適切に認識できないことが挙げられる。

2010年、JFSAは全保険会社を対象に、経済価値ベースの保険負債などを算定することを目的としたフィールドテストを初めて実施した。その後、フィールドテストは2014年、2016年、2018年に実施され、以後は毎年実施されるに至っている。フィールドテストの仕様は、2016年以降、IAISにおける国際資本基準（ICS）のフィールドテストとの整合性を保っている。

JFSAは2019年5月、新たな経済価値ベースのソルベンシー制度の整備に向け、今後の方向性を議論するための有識者会議を設置した。そのフレームワークは、ソルベンシーIIと同様に、定量的要件、定性的要件、開示要件に重点を置く3本の柱を盛り込んだものである。2020年6月に同会議は2025年4月の新制度導入を推奨する報告書を公表した。

第1の柱では、標準化モデル、内部モデルのいずれかが認められる。新制度（単体または連結）の標準的手法はICSに基づくことになり、その仕様は2022年に暫定的に決定される。JFSAは、ICSの仕様をどのように日本の状況に合わせて調整すべきかを検討中である。調整が考えられる例としては、以下が挙げられる。

- ① 生保・損保リスクの測定粒度
- ② 子会社におけるグループ内再保険および株式の取り扱い（単体ベースのみ）

- ③ 保険負債が適切に計算されていることについての検証レポートの仕様・ガイドライン（ICSの対象外）

さらに、内部モデルが規制目的で使用されることとなり、その事前承認のプロセスは自然災害モデルを優先的に2022年より開始され、その後、他の保険リスクおよび資産運用リスクモデルが続く。

2016年以降のフィールドテスト結果に基づいた生命保険会社の経済価値ベースのソルベンシー比率（ESR）は、回復基調にある（平均で2016年の104%から2020年には187%に上昇）。これはここ数年間、国内外の株式市場が上昇を続けたことや、算出方法が改善されたことに加え、現在の低金利環境において魅力が低下した貯蓄型商品から医療保険やがん保険などの収益性の高い保障型商品への移行が進んでいることも拍車をかけている。資産管理戦略としては、デュレーションマッチングのために超長期債を購入して金利リスクを削減することも選択肢の一つである。しかしながら、運用益を現在の低金利環境において概ね固定してしまうと、中長期的な収益性が悪化するため、各企業はリスク削減とリターンベネフィットを比較評価している。ERMの観点からは、資本、リスク、およびリターンのバランスを考慮する必要がある。

第2の柱の監督に関しては、JFSAは5年以上前から保険会社に対して経済価値ベースのERMを強化するよう奨励している。2021年には、新制度への移行を段階的かつ円滑に移行するため、JFSAはフィールドテストの法的位置づけを明確化した。過去のフィールドテストと比較すると、求められる内容に変更はないものの、算出結果の信頼性および比較可能性を担保するためのモデルガバナンス体制の整備が必要であるとしている。

フィールドテストの法的位置づけが明確化されることにより、ESRが低い保険会社は短期間でESRを回復することを求められることはないが、2025年に向けた方向性を提示する必要があるだろう。しかし、前述の通り、日本の保険会社の多くは来るべき新ソルベンシー制度に対応すべく、約5年にわたって少しずつ資本を増加し、商品ポートフォリオの変更を行ってきた。よって、新規制導入までの数年間にESRを早期に改善する必要がある保険会社はほとんどないと見られている。

新たなソルベンシー制度に関するその他の動きとしては、以下が挙げられる。

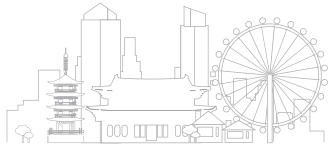
- ① 第1の柱においては、何らかの形でアクチュアリーレポートが必要になるだろう
- ② ESRではなく、第2の柱の監督指標および数値の一部が経済価

値ベースに改訂されるだろう

- ③ 第3の柱の開示に関する概要は2022年に決定され、以後さらなる詳細が検討される予定である
- ④ 会計基準については、ソルベンシー制度の見直しと合わせて、中長期的に見直すこととする



## 韓国



現行の国際財務報告基準4（IFRS第4号）は、2023年1月から国際会計基準審議会（IASB）が公表したIFRS第17号に置き換えられる。IFRS第17号の施行と同時に、韓国保険資本基準（K-ICS）も施行される。このため、保険会社はITシステムの更新、保険数理手法の修正、および財務会計の変更を行うことによって、会計基準の変更（IFRS第17号とK-ICSの双方）に対応しなければならない。

韓国金融委員会（FSC）は2018年7月、国際資本基準（ICS）に基づいた新たな法定ソルベンシー制度である韓国保険資本基準1.0（K-ICS 1.0）を発表し、全保険会社を対象とした初の定量的影響度調査（QIS1）を実施した。これは、2011年4月以降、第1の柱のソルベンシー制度の定量的要件として実施されている現行のリスクベースの資本（RBC）制度に代わるものである。

K-ICS 1.0の発表後、3回に及ぶ改訂とQIS実施（2019年のK-ICS 2.0とQIS 2、2020年のK-ICS 3.0とQIS 3、2021年のK-ICS 4.0とQIS 4）が行われた。改訂は、主に保険負債の変化を緩和する目的で行われた。かかる改訂例には、リスクマージンを、資本コストを5%とした資本コスト法から85パーセント信頼水準に基づくアプローチに変更することや、長期の終局金利の再算定を年度単位で行うことなどが挙げられる。

以下は、新制度下で提案された主な変更事項の概要である。

- ① 保険負債の市場価値：K-ICSの算定方法における保険負債の算出は、保険負債を増大させた旧来のRBC制度での取得原価ベースではなく、市場価値ベースで実施される。
- ② 資産および負債の完全な公正価値化：K-ICSは、債券・債務証券、貸付金、不動産、保険およびその他の金融負債を含む資産および負債を、公正価値ベースで算定する。これは、一部の資産および負債について、現行の原価ベースからの変更を意味する。

- ③ 所要資本：K-ICSにおける所要資本は、5つのカテゴリー（生命・長期保険リスク、損害保険リスク、金利リスクなどの市場リスク、信用リスク、オペレーショナルリスク）から成る。標準的手法に従って、各リスクは多様なショックシナリオおよび（現行RBC制度下の99パーセント信頼水準に対して）99.5パーセント信頼水準にカリブレートされたリスク係数を用いて評価される。内部モデルはFSCの承認を得たうえで使用が許可される。

新制度においては、韓国の大半の保険会社は、最低要件さえも下回るような、ソルベンシー比率の著しい低下に直面することが予測される。さらに、資産と負債が公正価値評価されることによって生じる資本のボラティリティに対処するためにより多くの資本が必要となる。各保険会社は、自社の資産・負債ポートフォリオについて、以下のような資本戦略をいくつか策定することを計画している。

- ④ 利用可能資本の増加：ハイブリッド債や劣後債の発行、2023年までの株主配当金ゼロ政策、デリバティブ投資（例：資産と負債のデュレーションのミスマッチを削減させるための債券先渡）、投資収益を上げるための長期債に代わるハイイールド債に投資。
- ⑤ 所要資本の減少：公開株式や不動産などのリスクを伴う資産比率を削減する
- ⑥ 共同保険式再保険：2019年にFSCが共同保険式再保険を認めるよう規制を改正したことに伴い、再保険会社とリスクを共有することでリスクおよび所要資本を削減する
- ⑦ ALMシステムの導入：保険会社の将来の資本状態をより高度に予測し、資産配分および負債ポートフォリオ管理の戦略を構築するため、ALMシステムを導入・更新する

FSCは、ソルベンシー制度の第2の柱である定性的要件については、2007年にリスク評価および適用システム（RASS）を、そして2017年にはリスクとソルベンシーの自己評価（ORSA）の実施を開始した。これらは今後も継続される。

## ニュージーランド



### 新たなソルベンシー基準の出現

ニュージーランド準備銀行（RBNZ）は昨年7月、暫定的なソルベンシー基準の公開草案を公表した。かかる暫定基準は2023年の発効を予定しており、2024年に保険健全性監督法（2010年）が改訂され、最終的なソルベンシー基準がこれに取って代わるまで効力を有する予定である。基準案と並行して、RBNZは説明文書を発行して有用な解釈を提供し、草案に関する意見を募集している。

暫定基準案は、現存する5つのソルベンシー基準を置き換えることを目的とした単一の文書である。保険会計基準IFRS第17号の改訂を反映し、2020年後半に業界と共有されたレビュー原則を具体化するために起草された。

かかる公開草案は、3年にわたるレビューの第1段階を完了するものであり、RBNZはレビューの第2段階の主要な作業としてリスク係数の再算定を目標に掲げている。以下は、アクチュアリーや保険業界全体にとって懸念となる可能性のある重要なポイントの一部である。

#### IFRS第17号のタイムラインに整合した実施日

協議は2021年10月1日に終了し、RBNZは2022年10月1日までに最終暫定基準を公表することを目指している。基準案では、IFRS第17号の要素の一部を使用することが求められている。実施日は当初、2022年1月1日が提案されたが、スケジュール枠が厳しいことと、保険会社からIFRS第17号の適用は時期尚早であるといったフィードバックがあったことを踏まえ、暫定ソルベンシー基準の施行日は2023年1月1日に修正された。かかる日付はIFRS第17号の施行と整合するものである。これによって、RBNZは協議において示された懸念に対処する時間を確保できることにもなる。

#### 算定方法

標準的な手法では、保険負債および資産は、IFRS第17号に従って決定されるだろう。暫定基準案では保険料配分アプローチは認められないとする一方で、RBNZは、損害保険会社が負債を決定するために現行の算定方法を使用できるようにする予定であると述べている。

2021年9月に一部の保険会社を対象に定量的影響度評価が実施された。このテンプレートは、基準が適用された後に保険会社のソルベンシー報告の基礎を形成するものとなるであろう。

#### 資本要件の増加

RBNZが発出した説明文書では、基準案は「資本要件を改訂することを主目的とするものではないが、資本に何らかの影響を及ぼすものとなる」ことが示唆されている。しかし、同説明文書において、保険会社に対して予測される影響は全て、少なくとも中立か、あるいは資本増加を要するものと思われる（例えば、総収入保険料の少なくとも3%とする新たなオペレーショナルリスクの算出方法など）。相殺減額（分散効果など）が暫定基準案に盛り込まれていないため、ソルベンシーレビューの第2段階が完了するまではより高い資本水準が求められる可能性がある。

#### 長期リスクとして測定される健康保険

同基準では、短期保険契約の定義として、将来の保険引受を保証しないことが基準の一つとなった。現在、健康保険は、健康保険会社による「損害保険」基準においては短期契約として、また健康保険も提供する生命保険会社による「生命保険」基準においては長期契約として算出されている。かかる変更による資本への影響はさておき、新たな予測モデルが必要となり、施行における重要な課題が生じることになる。

#### 長期保険に対するリスク調整およびリスク係数の再算定の採用

負債には、75パーセンタイル（ランオフ事業については90パーセンタイル）のリスク調整が含まれることになる。長期保険リスクのソルベンシー負債では、リスク調整に加えて不利な状況変化に対する所定の調整を要件付けている。所定のアサンプションが現行の生命保険のアサンプションから弱められることはないため（明示的に記載されるようになった健康保険を除く）、結果として最良推定値に対するストレスは現行基準よりも全体的に高くなることになる。



## 金利リスク

これは現在、長期リスクに対して金利感応度を示す傾向があるストレス前の保険負債に対して適用されている。現行基準では、金利が保険リスクの水準に与える影響をテストしているが、多くの商品グループでは、解約価額の現在価値の上書きが適用される場合、金利感応度はゼロとなる。今回の変更は、現在資本要件に適用されている資産・負債マッチングの影響に変化をもたらすことになる。RBNZは金利チャージに関する多くのフィードバックを受けており、まもなくそうした懸念に対応する予定である。

## 再保険尤度テスト

「highly unlikely（ほぼ可能性なし）」とは、10%を下回る確率を意味するという新たなガイダンスが示された。これによって、多くの（あるいはおそらくほとんどの）商用再保険契約は、リスク移転テスト（すなわちリスクフリーレートによる特約再保険契約期間中の事故発生率10%）に不合格となる可能性がある。

## アクチュアリーに対する財務状況報告書（FCR）要件

FCR要件には多数の新項目が盛り込まれている。ニュージーランド・アクチュアリー会の専門職基準は、FCRにおいて保険計理人が保険料の十分性を評価することを既に求めている。また、重要なコンダクトリスクは「重要なリスク」の一部として識別されることになる可能性がある。アウトソーシング契約も、保険会社にとって重要である場合にはオペレーショナルリスクの対象となり得る。現在、財務計画要件は、現存のソルベンシー基準またはアクチュアリー専門職基準で現在求められているものより、より明示的かつ詳細度が増したものとなっている。





## 東南アジア（SEA）地域

SEA地域は、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムを含む多数の国を網羅している。同地域におけるソルベンシー制度および事業慣行には様々なレベルが見られるが、主に以下の2つのカテゴリーに分類することができる。

- ① **新ソルベンシー制度に基づく市場**：例として、2020年に新しいソルベンシー制度を採択したシンガポールが挙げられる。
- ② **新ソルベンシー制度に移行途中の市場**：マレーシアやタイは、国際資本基準（ICS）に基づいて進展させたソルベンシー制度に大規模な変更を行う過程にあり、IFRS第17号の動向も考慮しなければならない。ブルネイは現在、新たなRBCフレームワークのフィールドテストを実施している。当フレームワークは、監督機関がフィールドテスト結果を検討したうえで最終化される予定である。フィリピンでは、2020年にRBCフレームワークを保険業界に導入した。新型コロナウイルス感染症の影響により、自己資本要件にある程度の一時的な緩和措置が設けられている。

以下のセクションでは、SEA市場における直近の進展について、さらなる近況を提供する。

### シンガポール

シンガポールは2020年1月1日、通称RBC2と呼ばれる新しいソルベンシーフレームワークへの移行を完了した。新しいフレームワークにおいては、負債評価、資本要件評価、利用可能資本の認識に変化がもたらされた。2014年におけるRBC2の初回市中会議以降、シンガポールの保険会社はRBC2フレームワークの進展に積極的に参画してきた。その結果、総じて保険会社は新しいフレームワークの採用に向けた準備は万端であった。

RBC2では、保障がより少ない商品が新たに注目されるなど、市場における商品構成比の移行がみられる。また再保険の再最適化と資産負債管理、および長期負債をバックアップするための良質な資産の継続的な追求にも焦点が当てられている。

### マレーシア

2021年6月30日、マレーシア中央銀行（BNM）はリスクベース資本（RBC）フレームワークに関するディスカッションペーパー（DP）を発刊した。かかるDPは、「全ての保険会社およびタカフル（イスラム教の規範に則った保険）運営者」（ITO）に向けたRBCフレームワークの計画を強化するための提案の概要を示したものである。当該プロセスを促進するため、全てのITOは2021年9月30日までにDPに関するフィードバックを提出するよう求められている。BNMは2023年の併行運用終了までに新たなRBCフレームワークを最終化させる予定である。

かかる変更は、マレーシアのソルベンシーフレームワークをICSに整合させること、また新要件をIFRS第17号に基づいて組み込むことを意図している。その例としては、将来のRBC所要資本や利用可能資本の算出は、CSMにおける繰越収益認識のパターン、イールドカーブに上乗せする非流動性プレミアムなどといったIFRS第17号の要件を考慮したものとすると予想される。

こうして提案された変更は、生保および損保事業の双方や、タカフル運営者など、保険業界全般に影響を及ぼすと見られている。また、ITOに対し、自社のリスクを適切にモデル化する能力に関する要求事項が高まり、所要資本の水準に影響が出ることが予想される。差し迫った変更の度合いと性質を踏まえると、変更の範囲が業界の全企業に（ほぼ同等に）影響を及ぼすことから、ITOは業界全体としての取り組みを行うことも検討すべきである。

DPが重視する4つの主要領域は、次の通りである。

- ① 利用可能資本の決定におけるマネジメントアクションの損失吸収能力の認識。例として、保険加入者への将来的なボーナス給付の支払いおよび医療商品の価格設定におけるITOの裁量、およびタカフルのサープラス分配に関するタカフル運用企業の裁量などが挙げられる
- ② リスク水準に対する特定のターゲットに見合った適切な資本チャージを設定するためのリスクのカリブレーション
- ③ 所要資本の決定に対するリスク構成要素の網羅性の向上
- ④ 全ITOにおける自己資本比率（CAR）の算定式の標準化

## タイ

タイ国保険委員会（OIC）は2020年8月後半、リスクベースの資本（RBC）算定の改訂を役員会にて承認し、2020年12月31日より施行され、その後レビュープロセスが行われた。かかる改訂は主に以下の2つの分野を対象としている。

- ① RBC算定にエクイティヘッジ効果を組み入れることを認める
- ② ソルベンシーIIを参考に、資産リスクおよび保険リスク間の分散効果を75%から25%に引き下げる

OICは、RBC算定における変更後のCARの変動を引き続きモニタリングし、レビュープロセスを開始する予定である。OICは現在、第二世代のRBCフレームワーク（通称RBC2）策定の一環としてIFRS第9号およびIFRS第17号の影響を計測するべく、業界と協働している。RBC2の主な特徴は、所要資本のリスク水準の引き上げであり、1年の保有期間における99.5%の信頼区間に換算できる。

OICは、提案されているRBC2フレームワークについて業界に対する定量的影響度調査を開始し、その結果および保険会社のフィードバックに基づき、新たなフレームワークを設定する予定である。RBC2は、IFRS第17号の実効日から2年後に施行される予定である。

## 他の市場

カンボジア、インドネシア、ラオス、ベトナムなど他の市場については、こうした市場の大半のプレーヤーが多国籍保険会社であるため、保険会社は本国のグループ監督下にあり、その国のソルベンシー制度よりも厳しいものとなっている。こうした国々は、当面はファクターベースのローカルなソルベンシー制度を継続していく可能性が最も高い。例えば、カンボジアやラオスでは、ソルベンシーマージンが保険料にファクターを乗じたものである。また、ベトナムのソルベンシーマージンは、損害保険会社では保険料にファクターを乗じたものである一方、生命保険会社では負債にファクターを乗じたものである。



## 台湾



台湾の現行のリスクベース資本（RBC）制度は、過去20年にわたって施行されている。国際的な監督規制基準への整合性を高めるため、台湾保険局は、新たなソルベンシー制度を2026年に採用する計画を発表している。これは、新たなIFRS第17号会計基準が発効するのと同じ年である。かかる新ソルベンシー制度は、国際資本基準（ICS）を基盤とするものとなる予定である。

現行のRBC制度と比較し、ICSは保険業界に対して以下の3つの主要な変化をもたらす。

- ① ソルベンシー測定は、取得原価をベースとするバランスシート方式から経済価値をベースとするバランスシート方式へと移行し、各保険会社のソルベンシーの状況の現況を提供するものとなる
- ② 所要資本算定は、「テールリスク」をより正確に把握するため、ファクターベース方式からストレスベース方式へと移行する
- ③ 資産がソルベンシー目的で許容資本として認定されるための要件は、現行の要件より厳しくなる

保険業界では、2回に亘る定量的影響度調査（QIS）がそれぞれ2020年と2021年に実施された。この調査は、2020年ICSの技術仕様書に従って実施され、保険業界および個別の保険会社への財務影響を測るために保険局が制定したメソッドロジーとパラメーターに関する追加テストも行われた。保険業界は、2022年から3年間の併行運用期間に入り、ICSに基づくソルベンシー結果は現行のRBC結果とともに毎年1回報告される見込みである。QISの結果では業界全般にわたって保険会社のソルベンシーの状況が弱体化していることが示されたことから、保険会社はかかる3年間に新たなベースへの移行に向けた準備としてのアクションを取ると考えられる。2025年は、2026年の本稼働に向けて、保険業界がICSの開発過程をレビューして微調整を行う移行年になるであろう。

台湾の保険業界は、過去2年間にわたってIFRS第17号の導入に注力しており、現在、ほとんどの保険会社が、今後2年間のシステムおよびデータの実装に向けた具体的な計画を策定しているところである。

IFRS第17号の算定エンジン（IFRS第17号の補助元帳と呼ばれる場合もある）や財務報告データをホストするためのデータプラットフォームなど、財務報告システムに関する必要な投資はほぼ完了している。2022年以降、保険業界からのICS施行に対する注目が高まるものと予測される。保険会社はICS施行計画を策定し、今日までIFRS第17号施行に向けて実施してきた多額の投資と作業から得られる利益を最大化するため、運用影響度調査を実施すると思われる。

ビジネス観点から見ると、ICSおよびIFRS第17号の同時適用は、資産・負債管理（ALM）の進展を加速させている。新たなソルベンシーおよび会計制度は、保険会社が業界全体で直面するいくつかの固有の問題、特に資産および負債におけるデュレーションおよび通貨上のミスマッチに焦点を当てている。保険会社は、ICSの下ではこうしたミスマッチによってソルベンシーの状況のボラティリティが増大していることを認識している。大手保険会社を始めとして、新たなソルベンシー制度に合わせてALMアプローチを見直し、戦略目標をICSおよびIFRS第17号に整合させてKPIを再定義し、商品、投資、インフォース・マネジメント、ERM、財務管理に関する戦略を再検討するといった動きが見られている。保険会社が自社の事業成果を見るための新たな視点を獲得し、収益性、資本効率、財務安定性のバランスをより意識して実践することで、戦略的再編の効果が今後数年間で徐々に現れてくると考えられる。

今後数年間にわたってソルベンシー制度の第1の柱への大規模な変更が行われることが予想される一方で、現行の第2の柱のフレームワークへの変更は当面ないものと思われる。台湾市場は、2016年に初めて、保険監督者国際機構（IAIS）が公表した保険基本原則（ICP）16であるソルベンシーのための統合的リスク管理を基にして策定されたORSA要件を採用した。以後、保険会社は毎年、自社の財務レジリエンスおよび統合的リスク管理の成果に関する概要を記載したORSA報告書を保険局に提出している。本稿執筆時点では、第3の柱の開示フレームワークの策定についてはまだ明確な計画がない。

# 結論

アジア太平洋地域における全ての保険市場は、地域によってペースは異なるものの、ソルベンシー規制制度を進化させる途上にある。この進化の原動力となっているのは、ICSやソルベンシーIIなどの国際的な資本基準に整合させることで、保険業界の財務健全性およびレジリエンスを強化したいという強い願望である。

本シリーズの第2回では、新たなソルベンシー制度の運用化への課題とソリューション、および3本柱のソルベンシー制度の第2の柱である定性的要件を施行するにあたっての重要な成功要因について解説する。



# お問い合わせ先



オーストラリア：  
**Caroline Bennet**  
cbennet@deloitte.com.au  
+61 3 9671 6572



中国本土：  
**Eric Lu**  
erilu@deloitte.com.cn  
+86 20 2221 5666



香港特別行政区：  
**Simon Dai**  
simondai@deloitte.com.hk  
+852 2238 7348



インド：  
**Shrenik Baid**  
shrenikbaid@deloitte.com  
+91 22 6245 1120



日本：  
**Hirohisa Mikogami**  
hirohisa.mikogami@tohatsu.co.jp  
+81 90 6538 4332



韓国：  
**Sung Wong Jee**  
sujee@deloitte.com  
+82 2 6676 3838



ニュージーランド：  
**Richard Beauchamp**  
rbeauchamp@deloitte.co.nz  
+64 9303 0709



東南アジア：  
**Siang Thnia Lim**  
sianglim@deloitte.com  
+65 6232 7411



台湾（中国）：  
**Ophelia Au Young**  
oauyoung@deloitte.com.hk  
+852 22387084

# Deloitte.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オウクランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生し得る損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

